茨木市告示 第　440　号

公　示　送　達

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、茨木市総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年11月4日

茨木市長　福岡洋一

記

1. 送達する書類名　　令和5年度市府民税（特別徴収）12月分督促状

2. 送達を受けるべき者　　株式会社 BRANDNEW